

空き家の適正な管理・利活用

空き家のリスク



深刻なトラブルに発展することも…!?

空き家の倒壊によって隣接する住宅が全壊し、そこに住んでいたご家族が亡くなった場合、損害賠償金が2億円を超える試算結果もあります。



空き家の管理・活用チェック

☑ 相続登記は済んでいますか

昨年からは相続登記の申請が義務化されました。正当な理由がなく申請しない場合、10万円以下の過料が科されることがあります。家を相続したら、できるだけ早く登記の手続きを行いましょ。

☑ 活用の準備、進めていますか

賃貸や売却などの利活用に向けて、土地や建物の権利関係、敷地の境界、家財などをあらかじめ整理・処分しておきましょう。

☑ 適正に管理されていますか

倒壊などの危険がある「特定空家等」や、放置すれば危険な状態になる「管理不全空家等」に指定され、勧告を受けると、住宅用地の固定資産税の特例が解除され、最大で**約6倍**に跳ね上がることがあります。適切な管理を続けましょう。

「みやぎ空き家ガイドブック」で備えよう

「空き家について、どこに相談したらいいの？」— そんな悩みに答えるのが、産学官92団体で構成される「みやぎ住まいづくり協議会」が発行する『みやぎ空き家ガイドブック』です。空き家の所有者や家族に向けて、必要な情報を段階ごとに分かりやすくまとめています。ぜひ活用して、「空き家の不安」を「安心」へと変えていきましょう。

- 1 空き家になる前に備える
- 2 空き家を相続したら…
- 3 空き家の適正管理
- 4 空き家の活用 (賃貸・売却・リフォーム)
- 5 空き家の解体
- 6 市町村・専門家への相談

ダウンロードはこちらのQRコード

☎ 住宅課 ☎022(211)3256

出前講座

「空き家」に関する出前講座(職員派遣)を希望される方は左記までお問い合わせください。

空き家について



※写真はイメージです

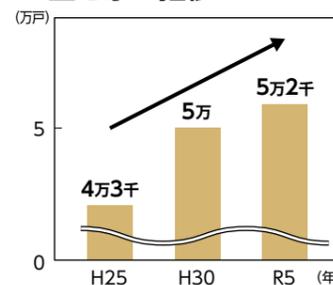


特集2

考えませんか? 空き家のこと。

空き家であっても将来的な活用の予定があり、きちんと管理されていれば、大きな問題はありません。しかし、放置されたまま老朽化が進むと、さまざまなリスクを招く恐れがあります。空き家は、ある日突然「自分事」として向き合うことになる場合も。例えば、実家を相続したとき——。「この家、どうすればいいの?」と悩まないために、今こそ空き家について、家族と一緒に考えてみませんか。

本県の利用予定のない空き家の推移



出典：住宅土地統計調査

増加する「空き家」
かつて家族の笑い声が響いていた家が、今では人の気配もなく、庭木が伸び放題……。そんな「空き家」が、県内でも年々増えています。国の調査によると、県内の空き家は約14万戸に上り、約8軒に1軒の割合です。このうち、利用予定のない空き家は約5万2千戸に達しています。特に多いのが、親が住んでいた家を相続したケースです。「うちは大丈夫」と思っているも、相続した子ども世代は、思いの詰まった実家をどうすべきか決められず、当初は小まめに管理していても、次第に足が遠のいてしまうことがあります。その結果、管理が行き届かず、使われないまま放置されるケースも少なくありません。

まずは「管理」から

空き家を放置すると老朽化が進み、資産価値の低下や売却の難しさにつながります。十分な管理がされていない建物や繁茂した草木は、景観や衛生面で周囲に悪影響を与えるだけでなく、台風などで倒壊や倒木が起き、事故につながる恐れもあります。そうしたトラブルが発生した場合、所有者に責任が問われることもあります。そのため、日頃の点検や清掃など、適正な管理を心がけましょう。また、空き家になる前から予防的な対策を取っておくことも大切です。

話し合いが、将来の備えに

空き家の問題は、誰にでも起こり得る身近な課題です。他人事と思わず、今の住まいの将来や、ライフスタイルの変化に備えて、家族で話し合う機会を持ちましょう。「いま住んでいる家をどうするか」——そんな小さな一歩が、将来の大きな安心につながります。日頃から適正な管理や利活用の可能性について考えていくことが、空き家問題への備えとなります。